佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 23 年佐賀県教育委員会規則第 7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

NO KIEST CALCONELLY ICK TIMES IN COO.	
改正前	改正後
附則	附 則

1 略

(佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員に関する読替え)

2 平成23年4月1日以後におけるこの規則による改正後の佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則第2条第1項の規定により佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和37年佐賀県規則第91号)に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員(以下「職員」という。)に対する佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成22年佐賀県規則第27号)附則第2項、第3項、第11項、第12項及び附則別表第2の規定の適用については、同規則附則第2項及び第3項中「平成22年4月1日」とあるのは「平成23年4月1日」と、同規則附則第11項(見出しを含む。)中「平成27年4月1日」とあるのは「平成28年4月1日」と、「平成27年4月1日」とあるのは「平成28年4月1日」と、「平成27年3月給料月額」とあるのは「平成28年4月1日」と、「平成27年3月給料月額」

1 🖩

(佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員に関する読替え)

2 平成23年4月1日以後におけるこの規則による改正後の佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則第2条第1項の規定により佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和37年佐賀県規則第91号)に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員(以下「職員」という。)に対する佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成22年佐賀県規則第27号)附則第2項、第3項、第11項、第12項及び附則別表第2の規定の適用については、同規則附則第2項及び第3項中「平成22年4月1日」とあるのは「平成23年4月1日」と、同規則附則第11項(見出しを含む。)中「平成27年4月1日」とあるのは「平成28年4月1日」と、同規則附則第12項中「平成27年4月1日」とあるのは「平成28年4月1日」と、同項第1号中「平成27年3

改正前	改正後
とあるのは「平成 28 年 3 月給料月額」と、同規則附則別表第 2 中	月 31 日」とあるのは「平成 28 年 3 月 31 日」と、同規則附則別表
「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平	第 2 中「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで」とある
成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」と、「平成 23 年 4	のは「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」と、「平成
月1日から平成 24 年3月 31 日まで」とあるのは「平成 24 年4月	23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 24
1日から平成 25 年 3 月 31 日まで」と、「平成 24 年 4 月 1 日から平	年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 」と、「平成 24 年 4 月 1 日
成 25 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 25 年 4 月 1 日から平成	から平成 25 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 25 年 4 月 1 日か
26 年 3 月 31 日まで」と、「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月	ら平成 26 年 3 月 31 日まで」と、「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26
31 日まで」とあるのは「平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31	年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年
日まで」とする。	3月31日まで」とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。